

尾張旭市地域公共交通会議開催要綱の一部を改正する要綱
 尾張旭市地域公共交通会議開催要綱の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(交通会議の運営)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 交通会議の庶務は、尾張旭市都市整備部都市計画課が処理する。</p> <p>(検討結果の取扱い)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(交通会議の運営)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 交通会議の庶務は、尾張旭市都市整備部都市計画課 <u>(以下「市都市計画課」という。)</u> が処理する。</p> <p>(検討結果の取扱い)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(検討済み事項の軽微な修正・変更)</u></p> <p>第6条 <u>交通会議において既に検討されたバス路線における軽微な修正・変更について、市都市計画課が道路管理者等の関係機関と個別に協議し、合意を得た場合においては、交通会議で検討がなされたものとみなす。</u></p> <p>2 <u>前項における軽微な修正・変更とは、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>バス停名称の変更</u></p> <p>(2) <u>バス停の新設又は廃止を伴わないルートの変更</u></p> <p>(3) <u>ルートの変更を伴わないバス停の新設、位置変更等</u></p> <p>(4) <u>運行本数の変更を伴わない運行時刻の修正</u></p> <p>(その他)</p> <p>第7条 (略)</p>

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 月 日から施行する。